

# 組合規約

- 一、本組合ハ東京ガス關係従業員組合ト稱シ東京市麻布區新網町一ノ六ニ畑野方ニ本部ヲ置ク
  - 二、本組合ハ東京ガス株式會社關係労働者ノ經濟的及智的發展ヲ計ルヲ以テ目的トス
  - 三、本組合ハ必要ニ應ジ支部ヲ置キ支部ハ別ニ定ムル支部規約ニ據ル
  - 四、本組合ハ組合ノ規約ヲ承認スル左ノ分子ヲ以テ構成スル
    - イ、東京ガス株式會社關係労働者現業員
    - ロ、曾テ本組合員タリシモノ
    - ハ、本組合ノ事務及ビ事業ヲ援助セントスルモノニシテ、執行委員會議ノ頭數二分ノ一以上ノ多數ニテ票決セラレタルモノ
  - 五、本組合ハ必要ノ場合利害相反セザル全日本ガス事業關係従業員ヲ抱括スル事ヲ得ルモノトス
  - 六、本組合ノ役員及機關左ノ如シ
    - イ、執行委員長 一名
    - ロ、顧問 若干名
    - ハ、執行委員 十名以内
    - 其他會計 二名以上
    - ニ、大會
    - ホ、支部長會
    - ヘ、執行委員會
  - 七、本組合ノ役員及機關ニ關シテハ左ノ如ク定ム
    - イ、執行委員長ハ大會ノ推薦ニ依リ任期一ケ年トスル
    - ロ、顧問ハ執行委員會及ビ支部長會ノ推薦ニ依リ任期三、松谷要二郎、近藤宗彦、職
    - ハ、執行委員ハ支部長會ノ推薦又ハ選出スル所ニ依リ任期ハ一ケ年トスル
    - ニ、大會ハ支部規約ニ依リテ選出サレタル代議員ヲ以テ構成シ組合ノ最高評決機關トシテ年二回之ヲ開催スル

但シ重大ナル理由ノ起リタル場合ハ此ノ限リニアラズ

    - ホ、執行委員會ハ本組合ノ最高機關ニシテ總テノ規約行動指令ヲ決定シ通常月一回之ヲ開催ス
    - ヘ、本部内ニ執行委員長ノ掌監スル左ノ諸部ヲ置キ部長ヲ定ム
      - 統制部
      - 組織部
      - 編輯部
      - 情報部
      - 宣傳部
      - 爭議部
      - 遊說部
      - 調査部
      - 政治部
  - 八、本組合員ハ月十錢ノ支持費ヲ負擔スベキモノトス
  - 九、左ノ理由ニヨリ組合員資格ヲ消滅セシム
    - イ、六ヶ月以上ノ支持費ヲ滞納セシ者
    - ロ、組合ノ利益ヲ蹂躪シタル者
    - ハ、組合ノ名譽ヲ損スルガ如キ行為アリタル者
- 附記 組合創立委員會ハ暫定的組合代表トシテ岩松茂樹君ヲ創立委員會ニテ推シ、大會開催マデ之ガ權限ヲ認識スル

## 東京ガス關係従業員組合本部